

再生可能エネルギー発電を通じた農山漁村活性化策

— 農山漁村再生可能エネルギー法案 —

農林水産委員会調査室 いしかわ たけひこ
石川 武彦

1. はじめに

近年、農林漁業の低迷により農山漁村の活力が低下しており、これをどう再生するかが重要な課題となっている。

また、これまでも、地球温暖化対策の議論において、石油・石炭等の化石エネルギーに代わるカーボンニュートラルなエネルギーが注目を集めていたところ、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、再生可能エネルギー源の早期導入・普及に対する期待が一層の高まりをみせている¹。

特に、農山漁村に豊富に存在する未利用の土地、水、熱、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電（以下「再エネ発電」という。）の促進を、地域における雇用機会の増加や所得向上といった農山漁村の活性化に結び付けようとの考え方がある。これは、現在の農林水産政策の柱の一つである 6 次産業化の一環と捉えることができよう。

ただ、再エネ発電設備の整備のための開発が無計画あるいは無秩序に進めば、農山漁村の発揮している食料供給や国土保全といった多面的な機能に支障を来すおそれがある。このため、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等の確保、そして地域の農林漁業の持続的発展が図られるものとするのが課題となる。

こうした情勢を背景に、農林地等の適切な利用調整を図り、「農林漁業の健全な発展と調和」のとれた再エネ発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、電力需給の安定化に向けたエネルギー源の多様化に資することを目的として、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（閣法第 36 号）」（以下「再エネ発電促進法案」という。）が第 180 回国会（常会）に提出された。

本稿では、再エネ発電促進法案提出の背景、概要及び今後の課題等について記すこととする。

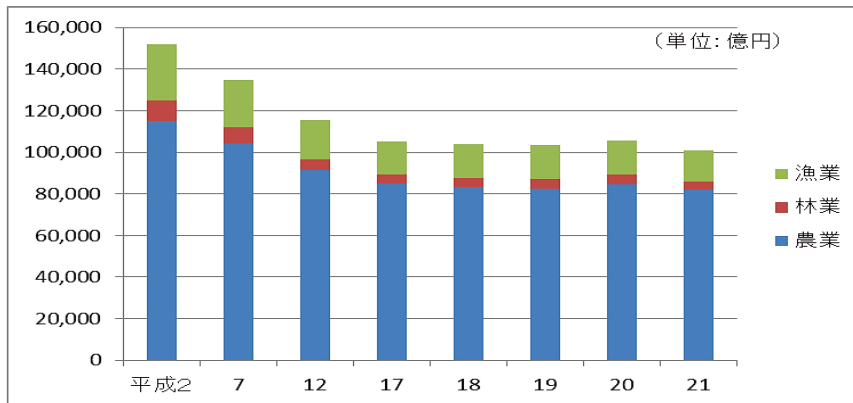
2. 法律案提出の背景

（1）食と農林漁業の再生に向けた戦略

目下、日本の農林漁業は、産出額や所得の減少、担い手の不足や高齢化といった厳しい状況に直面し、その結果、農山漁村の活力も低下している（図 1・図 2）。

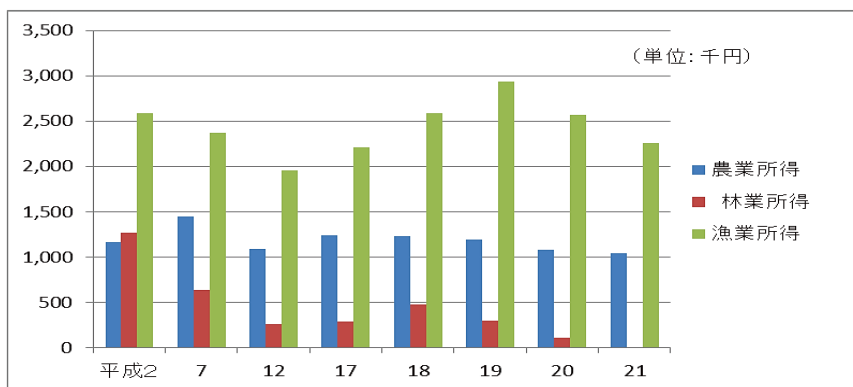
こうした情勢において、食と農林漁業の競争力・体質強化が喫緊の課題となっていることから、政府の「食と農林漁業の再生実現会議」は、平成 23 年 10 月、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を取りまとめた。

図1 農林漁業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」における農業総産出額、「生産林業所得統計」における林業産出額、「漁業・養殖業生産統計年報」における漁業生産額
 (出所) 農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案参考資料」(第180回国会 平成24年2月)を基に作成

図2 農林漁業関係の所得の推移



資料：「経営形態別経営統計（個別経営）」、「林業経営統計調査報告」、「漁業経営調査報告（個人経営（漁船漁業）」）
 注1：農業所得、林業所得及び漁業所得は、それぞれ一経営体当たりの所得。農業所得及び漁業所得は暦年、林業所得は年度ごとの調査。
 注2：林業所得については、平成20年度より5年ごとの調査となったため、21年度のデータはない。次回調査は25年度を予定。
 (出所) 農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案参考資料」(第180回国会 平成24年2月)を基に作成

同「基本方針・行動計画」には、農林漁業再生のための7つの戦略が掲げられているが、「戦略3」においては、農山漁村に賦存する資源を活用してエネルギー生産を行い、新たな所得と雇用を生み出し、農林漁業と農山漁村の活性化を図ることとされている。その内容は、以下のとおりである。

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」
 (平成23年10月25日農林漁業の再生推進本部決定) 抜粋

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

(1) 土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源が農山漁村に豊富に存在する。豊かな農山漁村を形成するためには、これらの地域資源を有効に活用し、新たな所得と雇用を生み出すことが重要である。

また、当該資源を活用して、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等を用いたエネルギー）を供給することは、分散型エネルギー供給体制の形成や国土の有効な活用等にも資するものである。

(2) このため、農山漁村に存在する資源を活用し、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用等を確保しながら、地域主導で再生可能エネルギーの供給を促進する取組を推進し、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進めるための制度について具体的に検討し、平成 23 年度中に結論を得る。

(3) また、このような取組を推進するため、再生可能エネルギーの技術開発を加速するとともに、6 次産業化法に基づく計画的な取組に対する支援措置等の活用を通じて、災害に強く、エネルギー効率の高い自立・分散型エネルギーシステム（スマート・ビレッジ）の形成に向けてモデル導入等を行う。

このほか、平成 23 年 11 月にエネルギー・環境会議が決定した「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」や同年 12 月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においても、農山漁村における再エネ発電施設導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化や、エネルギー生産への農山漁村の資源の活用について速やかに制度化・法制化を図ることとされている。

「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」
(平成 23 年 11 月 1 日エネルギー・環境会議決定) 抜粋

○重点番号 16：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化

【改革の方向性】

農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき、再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。

【検討の対象】

対 象：農地法、森林法など

検討の場：農林水産省

【結論を得る時期等】

23 年度中に結論を得る。

「日本再生の基本戦略」(平成 23 年 12 月 24 日閣議決定) 抜粋

(別紙 2) 各分野において当面、重点的に取り組む施策

(1) 更なる成長力強化のための取組 (経済のフロンティアの開拓)

④食と農林漁業の再生

○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用

農山漁村の資源を活用し、地域主導で食料供給及び国土保全と両立する再生可能エネルギーの供給を促進するため、法制上の措置を早急に講じるとともに、モデル導入等を行う。

（２）再エネ発電による農山漁村の活性化

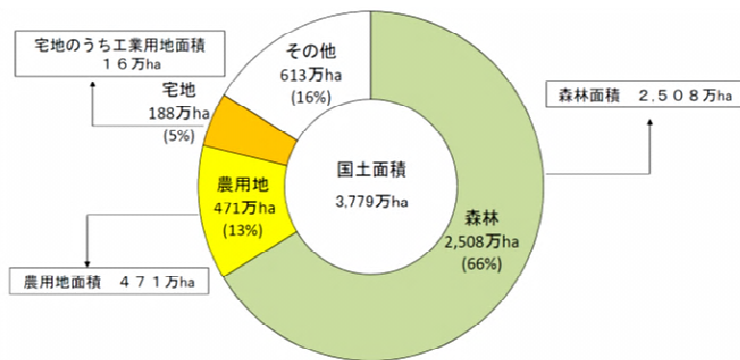
再エネ発電は、土地、水、バイオマス等の資源を活用する事業である。こうした資源は、その多くが日本の国土の大宗を占める農山漁村地域に存在している（図3）。

一方、農村では過疎化、農業の担い手減少により、耕作放棄地が拡大し、農地への復元利用が不可能なものや原野化した土地が増えており²、こうした土地を活用して太陽光発電を行うことも考えられる。また、森林施業における間伐の促進に伴い、大量の木質バイオマス資源が産出されるため、これらを活用する木質バイオマス発電も考えられる。さらに、漁港や海岸には浜風を利用した風力発電設備の整備が可能な土地もある。

こうした未利用資源を活用した再エネ発電を行うことにより、農山漁村地域の活性化を図ろうといった構想が生まれ³、前記の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」や「日本再生の基本戦略」等で、国の政策の方向性として具体的に位置付けられることとなった。

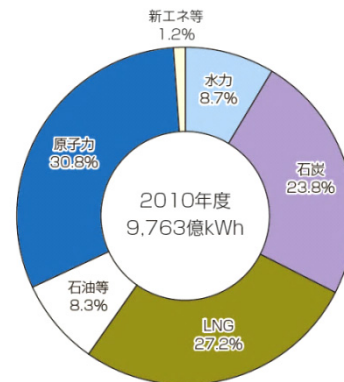
現在、日本全体の年間総発電量は1兆 kWh（電力売上げ約16兆円）であるが⁴、再エネ発電電力のシェアは10%にとどまり、そのうちダム等による大規模水力発電が8.7%のシェアを占め、その他は1.2%程度（電力売上げ約0.19兆円）となっている（図4）。国の「エネルギー基本計画」では、2030年までに再エネ発電の割合を20%までに高めるとの目標を定めているが（東日本大震災前）、大規模水力分野はほぼ開拓し尽くされているため、その他の再生可能エネルギーのシェアを10%以上に高める必要がある。

図3 我が国の国土利用の現況



（出所）農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案参考資料」（第180回国会 平成24年2月）

図4 全国発電端電力量の構成(2010年度)



（出所）資源エネルギー庁『平成22年度エネルギーに関する年次報告』（エネルギー白書2011）

さらに、平成23年3月の東日本大震災の際の原発事故を受けて、再エネ発電電力のシェアを高めるべきとの議論がある。仮に、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスといったその他の再エネ発電のシェアを20%まで高めた場合、その年間売上げは3.2兆円に達する計算になる。

こうした売上収入を地域に帰属させることができれば、農山漁村の活性化に貢献することが期待できる。

3. 法律案の概要

(1) 法律案の目的

再エネ発電促進法案は、「土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資すること」を目的としている（第1条）。

(2) 「農林漁業の健全な発展」と「再エネ発電促進」の両立

農山漁村において、無計画又は無秩序な再エネ発電設備の設置が行われると、既存の農林地、漁港、その水域の利用に支障を来すおそれが生じる。このため、農林地等の適切な利用調整を行うことにより、「農林漁業の健全な発展」と「再エネ発電促進」を両立させることが重要な課題となる。

例えば、A県B市にあつては、図5に示すように、中央のエリアは農地への復元が困難な耕作放棄地（ピンク色）と水田（黄緑色）が混在する一方、その周囲のエリアは、既に基盤整備が終了し優良農地となっている。中央のエリアは、これまで地権者の同意が得られず、耕作放棄地の中に農地が点在しており、基盤整備も行われていない。今後、農業者の高齢化が進展すれば、耕作放棄地が一層拡大することが見込まれる。

図5 耕作地と耕作放棄地が混在する例（A県B市の例）



水稲作付け田（黄緑色）

農地への復元が困難な
耕作放棄地（ピンク色）

（参考）全国の田の圃場整備率 61.7%（平成 21 年）

（出所）農林水産省資料

こうした地域では、農地への復元の困難な耕作放棄地を活用して再エネ発電を行うことが考えられるが、耕作放棄地が点在している現状のままでは、効率的な再エネ発電設備の整備は困難である。このため、A県B市の事例では、耕作地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で農地の権利移転を行うことにより、耕作放棄地を中心として再エネ発電設備の

整備のためのまとまった用地を確保するとともに、耕作地を面的に集積して優良農地化することで、地域における農業の健全な発展と再エネ発電の促進を併せて図ることが可能になるとみられる。

このように、再エネ発電促進法案には、農山漁村地域における再エネ発電だけでなく、農地集積も促進し、食料生産基盤の強化を図る狙いもある。

(3) 法律案の主要な内容

ア 基本方針

農林漁業の健全な発展と調和しつつ再エネ発電の導入促進を図るためには、土地利用調整を円滑化していくことが重要である。

そこで、本法律案では、まず国が「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を定めることとしている(第3条第1項)。基本方針には、以下の事項を定めるものとしている(第3条第2項)。

基本方針に定める事項(第3条第2項第1号~第6号)

- ①農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項
- ②農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進のための施策に関する基本的事項
- ③農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再エネ発電のための利用との調整に関する基本的事項
- ④再エネ発電設備の整備と併せて行う農林地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- ⑤市町村が作成する基本計画に関する基本的事項
- ⑥自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再エネ発電の促進に際し配慮すべき重要事項

この基本方針においては、可能な限り具体的な内容を示すことにより、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電」という法の求める要請を、関係市町村や再エネ発電に参画しようとする者に分かりやすく提示する必要があるとみられる。

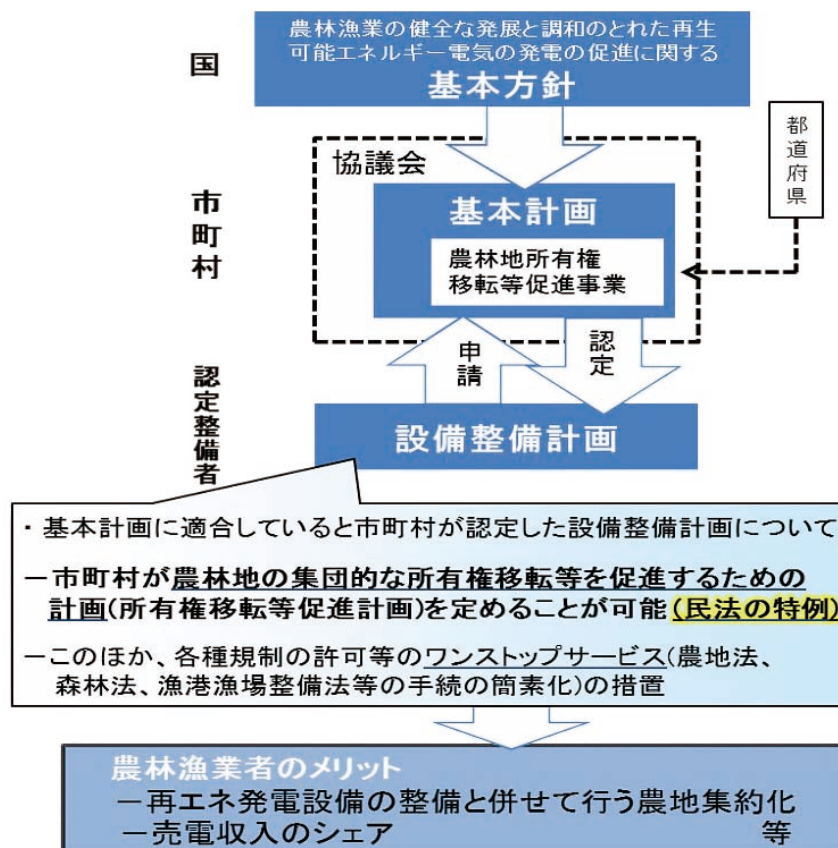
例えば③については、再エネ発電設備を整備する際、農地への復元が困難な耕作放棄地を農業生産に支障を来すおそれがないものとして、これを優先的に活用すること、また、林地において再エネ発電設備を整備する場合には、保安林指定されていない森林を優先的に活用すること、漁港及び周辺水域においては、漁船の運航や漁業に支障が生じないようにすること等が想定される。④は、再エネ発電設備の整備と同時に周辺農地の集約化を行うこと、また、再エネ発電設備の整備の際、同時に建設される作業道を地域の農道や林道として活用すること、あるいは、再エネ発電設備を観光資源として活用し、

周辺に農産物直売所を設置して地域の農業振興を図ること等が想定される。

⑥は、再エネ発電設備の整備に当たり、自然環境や地域社会への影響等に配慮が必要である旨の内容を定めるものと考えられる。

なお、基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない（第3条第3項）。

図6 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」の全体の流れ



(出所) 農林水産省資料

イ 基本計画

本法律案では、市町村は、国の基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができると規定している（第4条第1項）。

基本計画には、以下の事項を定めるものとしている（第4条第2項）。

基本計画に定める事項（第4条第2項第1号～第4号）

- ①再エネ発電設備の整備を促進する区域
- ②①の区域において整備する再エネ発電設備の種類及び規模
- ③再エネ発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るための方策
- ④再エネ発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再エネ発電設備の整備を促進する区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、定めるものとしている（第4条第5項）。

さらに、基本計画を作成しようとする市町村は、計画の作成及び実施に必要な事項について協議を行うための協議会を組織することができることとしている（第6条第1項）。協議会は、当該市町村、再エネ発電設備の整備を行おうとする者のほか、当該市町村区域内の関係農林漁業者、その組織する団体、関係住民、学識経験者等、当該市町村が必要と認める者によって構成される（第6条第2項）。

ウ 設備整備計画

再エネ発電設備を整備しようとする個々の事業者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村の認定を申請することができる（第7条第1項）。設備整備計画が認定を受けた場合、農地法や森林法、漁港漁場整備法等に基づく諸手続について、個々の法律ごとに申請を行う必要がなく、許可があったものとみなす、又は届出を要しないこととみなす、いわゆる行政手続の「ワンストップ化」が可能となる（第9条～第15条）（以下、認定を受けた設備整備計画を「認定設備整備計画」、同計画の認定を受けた者を「認定設備整備者」という。）。また、認定設備整備計画は、農林地所有権移転等促進事業を行う際の条件となる（第16条）。

設備整備計画には、以下の事項を記載しなければならない（第7条第2項）。

設備整備計画に記載する事項（第7条第2項）

- ①整備しようとする再エネ発電設備の種類及び規模その他の当該再エネ発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間
- ②①の再エネ発電設備の整備と併せて行う農業関連施設の整備その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- ③①の再エネ発電設備又は②の農業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- ④①の整備及び②の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤その他農林水産省令・環境省令で定める事項

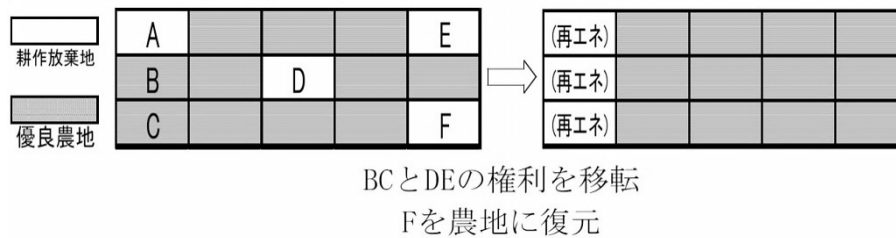
なお、市町村が設備整備計画を認定するに当たっては、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること等が要件とされている（第7条第3項第1号）。

エ 農林地所有権移転等促進事業

再エネ発電設備の整備と併せて、農林地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保するに当たり、図5で見たように、集団的農地の中に営農の再開が見込まれない耕作放棄地が点在しており、農地の効率的かつ総合的な利用が妨げられていることがある。こうした場合、優良農地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で土地の権利の移転を行うことにより、再エネ発電設備の整備に必要なまとまった土地の確保を図るとともに、地域

農業の担い手への優良農地の集積・集約化を行うことが現実的である（図7）。

図7 農林地所有権移転等促進事業による権利移転の例



（出所）農林水産省「農山漁村再エネ法案における農林地所有権移転等促進事業について」

ただ、耕作放棄地等を利用した再エネ発電設備の整備といっても、土地の権利移転を伴う場合、具体的な権利移転の相手方や目的とする土地の数が多い場合に、土地権利者の個々の同意を得ることは容易でない。

このため、本法律案は、基本計画を作成した市町村が、認定設備整備者から認定設備整備計画に従って農林地等の所有権移転等を受けたい旨の申出があった場合、必要があるときは、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとし（第16条第1項）、対象となる土地の所有者等権利を有する者の全ての同意が得られていれば、同計画を公告することで、個別の当事者間の意思表示によることなく、権利移転の効果が生じることとしている（第17条・第18条）。

所有権移転等促進計画には、以下の事項を定めるものとしている（第16条第2項）。

所有権移転等促進計画に定める事項（第16条第2項第1号～第6号）

- ①所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ②①の者が所有権の移転を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③①の者に②の土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④①の者が移転を受ける所有権の移転後の土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払方法
- ⑤①の者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合は地代又は借賃及びその支払方法
- ⑥その他農林水産省令で定める事項

同計画は、農業委員会の決定を経て作成されるため、計画の公告による権利移転については、農業委員会の許可を要しないものとしている（附則第5条による農地法第3条第1項の改正）。

なお、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）⁵等にも、これと同様の規定が置かれている。

オ 行政手続の「ワンストップ化」

農林地及び漁港等の区域では、関係法令により一定の行為が規制されている。再エネ発電設備を整備するためには、事前に国又は地方公共団体に許可申請又は届出の手續を

行う必要があり、申請手続が煩雑、又は許可に長期間を要する等、整備を行おうとする者にとって負担となる場合がある。

このため、本法律案は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再エネ発電設備の整備を行う場合には、関係法令の許可があったものとみなす、又は届出を要しないとする行政手続の「ワンストップ化」を図る規定を設けている（第9条～第15条）。

関係法令の対象となる行為は下表のとおりである。

表 農山漁村再生可能エネルギー法案に規定する手続の簡素化に関する特例の一覧

| 法律名 | 行為（条項） | 手続 | 許可権者等 |
|--------------------|---|------------|------------------|
| 農地法 | 農地の転用（第4条第1項） | 許可 | 都道府県知事 農林水産大臣 |
| | 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動（第5条第1項） | 許可 | 都道府県知事 農林水産大臣 |
| 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | 集約酪農地域の区域内の草地の形質変更（第9条） | 届出 (事前) | 都道府県知事 |
| 森林法 | 地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為（第10条の2第1項） | 許可 | 都道府県知事 |
| | 保安林における立木の伐採（第34条第1項） | 許可 | 都道府県知事 |
| | 保安林における土地の形質を変更する行為（第34条第2項） | 許可 | 都道府県知事 |
| 漁港漁場整備法 | 漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等（第39条第1項） | 許可 | 市町村 都道府県 |
| 海岸法 (※) | 海岸保全区域における施設又は工作物を設けての占用（第7条第1項） | 許可 | 都道府県知事 市町村長等 |
| | 海岸保全区域における施設又は工作物の新設・改築等（第8条第1項） | 許可 | 都道府県知事 市町村長等 |
| 自然公園法 | 特別地域内における工作物の新設・改築等（第20条第3項） | 許可 | 都道府県知事 環境大臣 |
| | 普通地域内における工作物の新設・改築等（第33条第1項） | 届出 (事前) | 都道府県知事 環境大臣 |
| 温泉法 | 温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること（第3条第1項） | 許可 | 都道府県知事 |
| | 温泉の湧出路の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置（第11条第1項） | 許可 | 都道府県知事 |

(※) 海岸法については、農林水産省所管の漁港及び土地改良事業に係る海岸保全区域に限る。

(出所) 農林水産省資料

なお、ワンストップ化は、諸手続の窓口を一本化するという手続の簡素化に過ぎず、許可基準等それ自体を緩和するものではない。このため、市町村は、設備整備計画の認定に当たって、許可権者たる国又は都道府県に協議し、同意を得なければならない（第

7条第4項)。

4. 今後の課題等

(1) 再エネ発電促進と「農林漁業の健全な発展と調和」

農林漁業の健全な発展と調和を図りながら再エネ発電を促進するための課題として以下の点を挙げる。

- ① 市町村基本計画の作成に当たっては、協議会等の場で関係者が幅広く議論を行い、地域住民の十分な理解を得た上で、地域の活性化に真に有効な方策を打ち出し、再エネ発電と一体的に実施していくことが重要である。
- ② 再エネ発電の導入が農林漁業者の所得向上に確実につながる事業手法を国が提示する必要がある。
- ③ 再エネ発電設備の整備に当たり、農地転用が必要な場合には、地域の農業生産に支障を来すことのないよう、転用せざるを得ない耕作地については、その代替地として耕作放棄地を復元・確保するとともに、周辺農地との面的集積を図り、優良農地化して担い手に集約していく等の具体的方策を示すことにより、地域農林漁業の持続的発展の道筋を明らかにする必要がある。
- ④ 当該農山漁村地域において、農林漁業のほか、歴史・文化的背景、伝統、景観、住民の日常生活等に、再エネ発電設備の整備が及ぼす影響に十分な配慮がなされるべきである。

(2) 農山漁村における再エネ発電の促進

ア 固定価格買取制度

再エネ発電はこれまで、季節及び天候条件等により発電設備の利用率が高まらず、発電量が一定しないことから、原子力や火力と比べて発電コストが高額になること等が問題となっていた。

こうした中、平成24年7月1日から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の施行に伴い、いわゆる「固定価格買取制度」が実施されることとなっている。

同制度は、再エネ発電電気を一定の価格及び期間で電気事業者が買い取ることを義務付けるとともに、買取費用は、消費者が使用量に応じて「賦課金」という形で電気料金の一部として負担するものである⁶。また、法施行後3年間は、集中的な再生エネ利用拡大を図るため、再エネ発電電力供給者の利潤に特に配慮することとされている⁷。

農林水産省は、再エネ発電促進法案が対象とする再エネ発電は、この固定価格買取制度により事業の採算性が確保されることを前提とするとしており、同制度の円滑な実施や適切な価格設定が重要である。

さらに、より効率的な再エネ発電技術及び設備の研究・開発を引き続き推進し、安定した電力供給と発電コストの低減を図っていく必要がある。

イ 規制の見直し等

農山漁村地域で再エネ発電設備を整備する際には、農林地や漁港等、農林水産省が所管する分野以外にも、国土交通省や経済産業省、環境省等が所管する各種制度に基づき、許可申請や届出等の行政手続を必要とする場合が多い。

例えば、地熱発電を行う際には、環境省所管の自然公園法や温泉法に基づく規制、小水力発電を行う際の河川法に基づく規制（国土交通省）⁸、風力発電を行う際の建築基準法に基づく規制（国土交通省）や低周波騒音等に係る環境影響評価の実施（経済産業省）、さらに、再エネ発電電力を送配電系統へ接続する際の申請（経済産業省）など、複数の規制等に対応するためには、複雑な手続を必要とし、相当の労力やコスト、時間を要するのが現状である。

再エネ発電の導入促進のためには、こうした規制や手続を見直していくことが課題となっている。平成24年3月29日、政府の環境・エネルギー会議が「エネルギー規制・制度改革アクションプラン～グリーン成長に向けた重点28項目の実行」を決定し、再エネ発電の導入加速のための規制等の見直しの方向性を示したところであり、今後、こうした規制等の見直しを着実に進展することが期待される。

¹ 国際エネルギー機関（IEA）によると、再生可能エネルギー（renewable energy）は「絶えず補充される自然のプロセス由来のエネルギーであり、太陽、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋資源から生成されるエネルギー、再生可能起源の水素が含まれる」とされている（資源エネルギー庁『平成21年度エネルギーに関する年次報告』）。

日本では、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項において、再生可能エネルギー源は、「非化石エネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるもの」と定義され、同法施行令第4条に、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再エネ発電促進法案における再生可能エネルギー源の定義（第2条）はこれに則した規定となっている。

² 平成22年における全国の耕作放棄地は39.6万haで、このうち5.8万haは、農地として復元利用が不可能とされている（農林水産省「農山漁村における再生可エネルギー電気の発電の促進に関する法律案参考資料」（第180回国会 平成24年2月））。

³ 農山漁村に存在する未利用資源をエネルギーに活用する取組として、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定、平成18年3月改定）に基づき、国産バイオ燃料の生産拡大が図られてきた。これを推進するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）が制定された。同法は、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与すること」を目的としている（第1条）。

⁴ 『法人企業年報統計特集（平成21年度調査）』（財務省）によると、電気業の売上高は、約16兆5,200億円となっている。

⁵ 経営基盤強化促進事業における農用地利用集積計画の作成、公告、公告の効果及び登記の特例について規定している（農業経営基盤強化促進法第17条～22条）。

⁶ 電気事業者による買取価格（調達価格）及び期間（調達期間）は、再エネ発電設備の区分や設置形態、規模等に応じて、調達価格等算定委員会が公開の場で審議を行い、経済産業大臣がその意見を聴いて告示することとしている。また、経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再エネ発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、消費者問題担当大臣の意見を聴くこととされている（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条）。

⁷ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第7条。

⁸ 小水力発電のための水利使用申請については、申請書類の簡素化、水利使用許可権限の国土交通大臣から都道府県知事等への移譲、総合特別区域法による手続の簡素化・円滑化等の措置が講じられている。